

【参考】 条例、制度等の関係

東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成15年10月施行）

都市計画制度の適切な運用などにより、地域の意欲や創意工夫を生かしたまちづくりを促進し、個性豊かで魅力のある街並みを増やしていくことが目的で、3つの制度を定めている。

街区再編まちづくり制度

密集市街地などまちづくりの様々な課題を抱える地域において、地域の実情に即した規制緩和を行うことにより、小規模な共同建替え等のまちづくりを段階的に進め、魅力ある街並みの実現を図る都独自の制度

街並み景観づくり制度

地域の協議会が中心となって取り組む一体的な街並み景観づくり活動を支援する制度

まちづくり団体の登録制度

地域の特性を生かし、まちの魅力を高めるまちづくり活動を行う団体を登録し、活動の促進を図る制度

3つのステップで構成

ステップ1 【ガイドラインの策定段階】

街並み再生地区・街並み再生方針 ※今回の変更

都市計画に先立つ早い段階において、まちづくりのガイドライン（街並み再生方針）を明らかにすることで、合意形成を促進。この方針によって、地域で取り組むまちづくりに具体的なイメージが生まれ、課題や将来像の共有化が可能となるほか、地域の課題解決に向けての地域貢献と規制緩和との関係を事前明示することでまちづくりへの意欲を高めることを期待

ステップ2 【都市計画の決定段階】

再開発等促進区を定める地区計画

都市計画に基づく容積率等の規制緩和や都市計画提案制度の弾力的な運用等

ステップ3 【事業の実施段階】

再開発など共同建替え等の推進

接道条件の緩和や課税特例の要件充足